

随時募集に関する質問・回答

質問	回答
随時募集の申込受付期間・時間は。	・ 年間を通して随時受け付けます（12/29～1/3 は除く。）。 ・ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 ・ 霊園管理事務所では、土、日、祝日も受付できますが、住所等の確認のため、使用許可証のお渡しが後日になりますので、ご了承ください。 ・ また、お盆・お彼岸（秋・春）の繁忙期は、霊園管理事務所が非常に混雑し、申込みにかなりのお時間をいただくことになりますので、可能な限り、繁忙期を避けてお申し込みいただくよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。（使用許可証のお渡しが後日になりますので、ご了承ください。）
手引きはどこにあるのか。	・ 各霊園管理事務所、各地区市民センター・出張所、生活安心課で配布します。また、市のホームページからもダウンロードできます。 ※ 各地区市民センター・出張所は4月1日から配布
随時募集の「申込みの受付場所」は。	・ 北山霊園・河内北霊園・上河内東山霊園は「北山霊園管理事務所」、東の杜公園は「東の杜公園管理事務所」です。（定期募集と同様） ・ 申込書類は生活安心課でお預かりすることもできますが、使用許可は霊園管理事務所で行っているため、使用許可までにお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。
随時募集はどのように区画を決めるのか。	・ 「造成区画」と「返還区画」の両方とも、こちらで提示した区画から、申込者が自分で区画をお選びいただけます。
随時募集は区画をいつ決めるのか。	・ 申込時にお選びいただいた申込区画は、使用料を納めた後に確定します。 ・ 納期限内に使用料を納付しない場合、申込みは取消しとなりますので、必ず納期限までに金融機関等で納めてください。 ・ 使用料の納付については、申込受付後、こちらから送付する納付書により、金融機関等で使用料を納めていただくか、平日に霊園管理事務所では申込みと同時に使用料を納めていただくかのどちらかになります。

「造成区画」と「返還区画」とは。	・ 「造成区画」とは、墓地需要に応じられるよう、計画的に新規に造成した区画です。「返還区画」とは、前使用者が、区画を使用しなくなったなど、何らかの理由により墓地使用权を市に返還した区画です。 ・ 「造成区画」と「返還区画」では、区画を「使用した」・「使用していない」の違いがあります。 ・ このため、こちらで提示する区画は、「造成の完了」や「区画の返還」により、変わりますのでご了承ください。
<u>使用許可後</u> 、区画が意に沿わない場合は。	・ 区画の返還手続きを行っていただきますが、既に納めていただいた使用料から、使用期間に応じた額を差し引いて還付します（9年以上使用した場合、還付はありません。）。なお、使用料の還付は時間がかかります。
申込時、「返還区画」を選ぶのに時間がかかってしまうが。	・ 申込みの受付が円滑に行えるよう、事前に候補区画を複数箇所選んでいただきますようお願いします。（現地確認もお願いします。）
返還された区画はいつ募集されるのか。	・ 霊園管理事務所において、区画の現地確認等を行い、区画が供給できると判断した時点で案内いたします。
現時点で空いている「返還区画」は電話で確認できるのか。	・ 電話で確認することはできますが、区画番号での案内となりますので、霊園管理事務所窓口で直接ご確認ください。 ・ 現時点で空いている「返還区画の区画数」は、指定管理者ホームページでも案内いたしますが、ホームページ更新手続きの都合上、窓口での案内と異なる場合があります。
電話で「返還区画」の予約はできるのか。	・ 申込書類に不備等がないことを確認した上で受付となりますので、電話での予約はできません。